

規則

埼玉県自転車競走キャッシュレス投票実施規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十六号

埼玉県自転車競走キャッシュレス投票実施規則

(趣旨)

第一条 この規則は、埼玉県自転車競走実施規則（昭和三十八年埼玉県規則第二十八号。以下「実施規則」という。）第七十六条に規定する通信回線を経由した端末機器による勝者投票のうち競輪場又は場外車券売場内に設置された投票端末機器（次条、第十九条第一項第一号及び第二十三条において「キャッシュレス投票端末機」という。）によるもの（以下「キャッシュレス投票」という。）の実施に關し必要な事項を定めるものとする。

(キャッシュレス投票の方式)

第二条 キャッシュレス投票は、勝者投票を行おうとする者を識別するカード（第四条第三項及び第十条第二項において「識別カード」という。）及びキャッシュレス投票端末機を使用して、県が管理するキャッシュレス投票に係る電子計算機（以下「キャッシュレス投票サーバ」という。）に勝者投票の内容を入力する方式により行う。

(キャッシュレス投票契約)

第三条 キャッシュレス投票を行うことができる者は、次の各号のいずれかの方式で、知事とキャッシュレス投票に關する契約（以下「キャッシュレス投票契約」という。）を締結した者（以下「加入者」という。）とする。

一 窓口入金方式（キャッシュレス投票に係る車券（以下「車券」という。）の購入に充てる予定の金額（以下「購入予定金額」という。）を設定し、車券を購入する日（以下「利用日」という。）に金銭の支払いにより精算する方式をいう。第十九条第一項第一号及び第二十八条第二項第一号において同じ。）

二 指定銀行口座振替方式（購入予定金額を設定し、及び口座振替により精算する方式をいう。第八条、第十九条第一項第二号及び第二十八条第二項第二号において同じ。）

(加入者の募集等)

第四条 キャッシュレス投票契約を締結することができる者の募集は、知事が別に定める方法により行う。

2 前項の規定による募集に応募しようとする者（以下この条において「応募者」

という。)は、知事が別に定める様式の加入申込書に住民票の写しその他知事が認める証明書等を添えて、知事に提出しなければならない。この場合においては、応募者は、キャッシュレス投票に係る自己の暗証番号を定め、知事に申告しなければならない。

3 知事は、応募者とキャッシュレス投票契約を締結したときは、加入者の加入者番号を定め、識別カードを作成し、当該加入者に貸与し、又は付与するものとする。この場合においては、知事は、当該加入者の加入者番号その他必要な事項を当該加入者に通知するものとする。

(欠格事項)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、キャッシュレス投票契約を締結することができない。

一 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号。第六号、第十四条第一項及び第三十二条において「法」という。)第九条又は第十条第一号若しくは第二号に規定する者

二 実施規則第六十条の二第一項又は第六十条の三第一項の規定により入場を禁止されている者

三 埼玉県自転車競走電話投票実施規則(昭和六十二年埼玉県規則第八十一号。第十三条において「電話投票規則」という。)第十一条の二第一項又は第十一条の三第一項の規定により電話投票を停止されている者

四 埼玉県自転車競走電子決済投票実施規則(平成二十二年埼玉県規則第八十五号。第十三条において「電子決済投票規則」という。)第六条の二第一項又は第六条の三第一項の規定により電子決済投票を停止されている者

五 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

六 法に違反して、罰金以上の刑に処せられた者

七 法人その他の団体

八 その他知事が、場内の秩序を乱し、又はキャッシュレス投票契約に違反し、若しくは違反するおそれがあると認める者

(加入者台帳)

第六条 知事は、加入者台帳を作成し、各加入者について、氏名、生年月日その他必要な事項をこれに記録するものとする。

(届出事項の変更)

第七条 加入者は、加入申込書の記載事項に変更があつた場合は、速やかに知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつた場合は、その内容を前条の加入者台帳

に記録するものとする。

(預金口座の開設)

第八条 指定銀行口座振替方式の加入者(次条において「口座振替利用者」という。)は、あらかじめ、知事が別に定める金融機関(次条及び第二十八条第二項第二号において「指定銀行」という。)に、普通預金口座(次条、第十九条第一項第二号及び第二十八条第二項第二号において「普通口座」という。)を開設しなければならない。

(振替依頼)

第九条 口座振替利用者は、購入予定金額を普通口座から知事が別に定める預金口座へ振り替えるため、知事が指定する日までに、知事が別に定める振替依頼書を指定銀行に提出しなければならない。

(解約)

第十条 知事は、加入者からキャッシュレス投票契約の解約の申入れがあったとき、又は加入者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該加入者とのキャッシュレス投票契約を解約することができる。

一 加入申込書又はその添付資料に記載された事項が、事実と異なることが判明したとき。

二 第五条各号に掲げる者に該当するとき。

三 前二号に掲げるもののほか、加入者として不適当であると認められるとき。

2 前項の規定によりキャッシュレス投票契約を解約された加入者は、貸与され、又は付与された識別カードを速やかに知事に返却しなければならない。

(本人の申出によるキャッシュレス投票の停止)

第十一条 自己のキャッシュレス投票の停止の措置を希望する加入者が、知事が別に定めるところにより当該措置を申し出た場合には、知事は、当該加入者のキャッシュレス投票を停止することができる。

2 前項の規定による申出を行った加入者が、知事が別に定めるところによりキャッシュレス投票の停止の措置の解除を申し出た場合には、知事は、当該加入者のキャッシュレス投票の停止の措置を解除するものとする。

(家族の申出によるキャッシュレス投票の停止)

第十二条 車券の購入にのめり込むことにより加入者又はその家族の日常生活又は社会生活に支障が生じている状態(次項において「ギャンブル依存」という。)の加入者又はそのおそれがあると思われる加入者について、当該加入者の家族(当該加入者と同居する親族(成年に達した者に限る。))及び知事が特に認めた者を含む。第十四条において「その家族」という。)が、知事が別に定めるところに

より当該加入者のキャッシュレス投票の停止の措置を申し出た場合には、知事は、当該加入者のキャッシュレス投票を停止することができる。

- 2 前項の規定によりキャッシュレス投票の停止の措置を受けた加入者が、知事が別に定めるところにより当該措置の解除を申し出た場合には、知事は、当該加入者のギャンブル依存又はそのおそれが解消されたと認めるときは、当該加入者のキャッシュレス投票の停止の措置を解除するものとする。

(他の措置を受けた加入者に対する措置)

- 第十三条 知事は、実施規則第六十条の二第一項又は第六十条の三第一項の規定により競輪場等への入場を禁止した者、電話投票規則第十一条の二第一項又は第十条の三第一項の規定により電話投票を停止した者及び電子決済投票規則第六条の二第一項又は第六条の三第一項の規定により電子決済投票を停止した者が加入者である場合には、当該加入者のキャッシュレス投票を停止することができる。

- 2 知事は、実施規則第六十条の二第二項若しくは第六十条の三第二項、電話投票規則第十一条の二第二項若しくは第十一条の三第二項又は電子決済投票規則第六条の二第二項若しくは第六条の三第二項の規定により前項に規定する加入者の競輪場等への入場禁止又は電話投票若しくは電子決済投票の停止の措置を解除したときは、前項の規定によるキャッシュレス投票の停止の措置を解除するものとする。

- 第十四条 知事は、法第一条第五項に規定する競輪施行者（埼玉県を除く。次項において同じ。）が加入者又はその家族の申出に基づきキャッシュレス投票を停止している者が加入者である場合には、当該加入者のキャッシュレス投票を停止することができる。ただし、当該申出をした者が県が実施する自転車競走に係るキャッシュレス投票の停止を希望している場合に限る。

- 2 知事は、競輪施行者が前項に規定する加入者のキャッシュレス投票の停止の措置を解除したときは、前項の規定によるキャッシュレス投票の停止の措置を解除するものとする。

(加入者投票履歴)

- 第十五条 知事は、各加入者について、次の各号に掲げる事項を記録した加入者投票履歴を作成するものとする。

- 一 住所、氏名及び生年月日
- 二 加入者番号
- 三 利用日

- 四 その他知事が必要と認める事項

(車券)

第十六条 埼玉県自転車競走実施条例（昭和三十七年埼玉県条例第四十四号）第五条に規定する規則で定める車券の枚数分は、車券十枚分を単位とする。

（勝者投票法の種類）

第十七条 勝者投票法は、実施規則第六十三条第一項に規定するもののうちから知事が別に定める。

（発売の日時）

第十八条 車券の発売は、知事が別に定める日及び時間に行う。

（入金及び番号、記号その他の符号の記録）

第十九条 キャッシュレス投票における番号、記号その他の符号（以下「番号等」という。）の記録は、次のとおりとする。

一 窓口入金方式を利用する加入者は、購入予定金額の入金を申し出又はキャッシュレス投票端末機を使用して購入予定金額を県の預金口座に直接入金操作をすることで、購入予定金額に相当する番号等をキャッシュレス投票サーバに記録するものとする。

二 指定銀行口座振替方式を利用する加入者は、購入予定金額を普通口座から県の預金口座に振り替えることで、購入予定金額に相当する番号等をキャッシュレス投票サーバに記録するものとする。

2 県の預金口座に入金され、又は振り替えられたキャッシュレス投票サーバに記録する購入予定金額は、一円当たり一単位の番号等として換算するものとする。

3 知事は、加入者が購入予定金額を番号等としてキャッシュレス投票サーバに記録したときは、当該番号等の数量を当該加入者に通知するものとする。

4 加入者は、キャッシュレス投票サーバに記録した番号等を使用して、百単位の番号等当たり百円の車券を購入することができる。

（番号等の取扱い）

第二十条 番号等の取扱いについては、知事が別に定め、あらかじめ加入者に通知するものとする。

（購入限度額）

第二十一条 加入者の車券の購入限度額は、次の各号に掲げる額とする。

一 利用日における一回目の車券の購入に係る購入限度額については、当該車券の購入直前までにキャッシュレス投票サーバに記録されている番号等に相当する額

二 利用日における二回目以降の車券の購入に係る一回の購入限度額については、キャッシュレス投票サーバに記録されている番号等に相当する額から直前の回までに購入した車券の購入金額を減じた額に、当該車券の購入直前までに確定

した払戻金及び返還金の合計額を加え、加入者が精算した金額を減じ、加入者が新たに購入予定金額としてキャッシュレス投票サーバに記録した番号等に相当する額を加えた額

(車券購入の方法)

第二十二条 車券の購入の方法は、知事が別に定める。

(投票の成立)

第二十三条 キャッシュレス投票は、キャッシュレス投票端末機の投票の確認画面において、加入者が自己の投票の内容を確認し、かつ、その内容がキャッシュレス投票サーバに記録されたときに成立するものとする。

(投票の取消し及び変更)

第二十四条 前条の規定によりキャッシュレス投票が成立した後は、加入者は、車券の購入の取消し又は購入に係る勝者投票法の種類、競走番号、選手番号(連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法にあつては、組)及び購入金額の変更をすることができない。

(車券等の受領及び保管)

第二十五条 発売した車券並びにこれに係る払戻金及び返還金は、知事が加入者に代わって受領し、及び保管する。

(代理購入等の禁止)

第二十六条 加入者は、キャッシュレス投票を自ら行うものとし、これを他人に行わせ、又は他人の委託を受けてこれを行ってはならない。

(受付の拒否)

第二十七条 知事は、キャッシュレス投票について、この規則の規定に適合しない疑いがあるときその他これを受け付けることが不相当であると認めるときは、その受付を拒否するものとする。

(払戻金又は返還金の記録及び交付)

第二十八条 第二十五条の規定により知事が加入者に代わって受領した払戻金又は返還金は、一円当たり一単位の番号等に換算してキャッシュレス投票サーバに記録するものとする。

2 第二十五条の規定により知事が加入者に代わって受領した払戻金及び返還金の交付は、次のとおりとする。

一 窓口入金方式にあつては、利用日における購入予定金額から車券の購入金額の総額を差し引き、払戻金及び返還金の総額を加えた額を知事が別に定める方法により精算し、交付するものとする。

二 指定銀行口座振替方式にあつては、利用日における購入予定金額から車券の

購入金額の総額を差し引き、払戻金及び返還金の総額を加えた額を精算し、普通口座に振り込むものとする。ただし、利用日が指定銀行の休業日であるとき、その他やむを得ない事由により利用日に振り込むことができないときは、その直後の指定銀行の営業日に振り込むものとする。

(加入者投票履歴の閲覧)

第二十九条 加入者は、知事に対し、第十五条に規定する加入者投票履歴の閲覧を当該利用日から起算して六十日間、請求することができる。

(車券の閲覧)

第三十条 加入者は、知事に対し、第二十五条の規定により知事が保管する車券の閲覧を当該利用日から起算して六十日間、請求することができる。

(投票の記録等)

第三十一条 知事は、キャッシュレス投票の内容を記録し、当該利用日から起算して六十日間、これを保存するものとする。

(委託に係る事務に関する読替え)

第三十二条 法第三条の規定によりキャッシュレス投票の実施に関する事務の全部又は一部が他の地方公共団体に委託された場合における当該委託に係る事務に関するこの規則の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「委託を受けた他の地方公共団体の長」と、「県」とあるのは「委託を受けた他の地方公共団体」と読み替えるものとする。

2 法第三条の規定によりキャッシュレス投票の実施に関する事務の全部又は一部が私人に委託された場合における当該委託に係る事務に関するこの規則の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「委託を受けた私人の代表者」と、「県」とあるのは「委託を受けた私人」と読み替えるものとする。

(委任)

第三十三条 この規則に定めるもののほか、キャッシュレス投票の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。